

議員提出議案第13号

芦屋保健所の存続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和2年9月23日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者 芦屋市議会総務常任委員会  
委員長 福井美奈子

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、兵庫県知事

## 芦屋保健所の存続を求める意見書

保健所は、地域住民の健康的な生活を実現するために、疾病の予防や衛生環境の向上に大きな役割を担っています。とりわけこのたびの新型コロナウイルス禍の下で、保健所は長年の蓄積とネットワークによって感染の拡大防止に重要な役割を果たしています。

しかし、この間の行政改革によって、その設置数は1992年の852箇所から2020年の現在では469箇所まで減少し、兵庫県内でも41か所から17か所へと半分以下に大幅な減少となっています。各保健所の管轄地域の拡大と人員不足は、保健所の役割を発揮する上での大きな制約になりつつあります。

兵庫県においては、阪神南県民センターと阪神北県民局との統合に伴って、芦屋保健所を窓口のみを残して宝塚保健所と統合し、2022年に分室化する方針を明らかにしています。

このたびの新型コロナウイルスによって、パンデミックへの対応策についてはこれまでの域を越えたシステムの構築も検討の必要がありますが、同時にその中核となる保健所の体制拡充が急がれるところです。

政府におかれては、これ以上の保健所統廃合が進まないよう保健衛生行政の見直しをされるよう要望するとともに、兵庫県におかれては、芦屋保健所を宝塚保健所の分室とする方針を見直し、独立した保健所として存続されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会